

# 秋成年譜考（享保十九年～寛保三年）

長 島 弘 明

享保十九年（一七三四）

一歳

○大坂に生れる。母は、大和国葛上郡樋野村を本貫とする大坂の商人松尾氏の娘ヲサキ。父は不明。

△無腸生于浪華、客于京師十六年。無父不知其故。四歳母亦捨。（西福寺蔵「自像管記」）

△実妣 釈妙善 明和九庚子五月廿九日、（中略）老懶元来不遇薄命、実父生死不知、実母只一面耳。（寛政十二年八月十日付・実法院あて書簡）

△明和五戊子年五月妙善／榮春之妹也ヲサキ（明和五年成「末吉家過去帳」二十九日条）

△明和五子五月／釈尼妙善／末吉榮春妹（延享五年跋「竜正寺過去帳」〔日次〕二十九日条）

△上田先生、名東作、字秋成、号餘齋、本姓田中、有故冒舅家姓、先生生撰津曾根崎、〔猷神和歌帖〕藤田顯

序

秋成が享保十九年に生まれたことは、自筆稿に成稿年次と年齢を一緒に記したものが数多く残り、そこから逆算して間違いない。一、二例のみ記せば、谷川家蔵「富士山説」の一本に、「同（寛政）十一年中冬再写之、時歳六十六」、大通寺蔵『金槐和歌集抜粹』奥書に、「寛政庚申（十二年）二月廿六日（中略）阮秋成六十七歳謹書記」などがあり、享和・文化年間の自筆稿になると枚挙にいとまがない。

生まれた月日は不明である。日本大学図書館所蔵、大田南畝の詩稿の第十三冊（還郷集）の享和三年（一八〇三）の

箇所に、「聞浪華上田餘齋七十誕辰、開筵於大江橋畔樓、会天満菅神日、賦此寄賀、享和癸亥六月廿五日事也」とあるのを根拠に、六月二十五日とする説もかつてあったが、これは浅野三平が『上田秋成の研究』『上田秋成伝攷』に指摘するように、六月二十五日は天満祭の当日であり、それにあわせた賀筵と考えるべきであって、この日を秋成の誕生日とすることはできない。また、出生の場所も、大坂であることは確かであるが、『猷神和歌帖』序が言うように曾根崎であるかどうかはわからない。

秋成の父母、出生の事情については、従来さまざまな伝説がある。『胆大小心録』一一〇には、秋成のことを茶屋（色茶屋）のなれの果てだとする風評があったことが秋成自身によつて記されているし、また後の角田九華『続近世叢語』（弘化二年刊）では、実母は妓女、養家も娼家といい、西沢一鳳『伝奇（言狂）作書』（天保十四〜嘉永四年）では、実父は崇禎寺馬場の返り討ちの主人公の生田伝八郎、実母は曾根崎新地の妓家花屋某の娘、歌舞伎役者の中村大吉と秋成は従兄弟同士であるとする。近代に入つて、右の秋成生田伝八郎遺児説や娼家主人説は、崇禎寺馬場一件と秋成出生の年代の齟齬や、『自伝』により養家島屋が紙油を商う店であったことが明らかになり、ともに否定されるに至る

が、秋成の出生については長らく不明のままであった。

昭和三十四年、頼桃三郎は「秋成伝聞き書」（『日本文学』昭和34・6）において、頼春水『掌録』中の秋成出生に関する記事を紹介した。江戸の旗本の放蕩息子が、大和国のある村に蟄居させられていた折、その庄屋の娘と通じて生まれたのが秋成だという記事である。高田衛は、この『掌録』の記事と、秋成が大和国住の従兄弟の存在に言及している紀行『いははし』を手がかりに、奈良県御所市名柄・増がらの現地調査を行い、『上田秋成年譜考説』（明善堂書店、昭和39）において、実父は旗本の小堀左門政報まよづ、実母は名柄村庄屋の末吉家の娘であるという説を提示した。その高田の説に示唆され、長島が再度名柄の現地調査を行った結果、実母とその関係者が明らかになった（『秋成の実母とその周辺』、「文学」昭和57・5、改稿して『秋成研究』東大出版会、平成12所収）。以下、「秋成の実母とその周辺」で明らかにした事実を摘記するが、細かい論拠については同稿を参照されたい。

秋成の実母は、大和国葛上郡樋野村を本貫とする松尾氏の娘でヲサキという。ヲサキの父の松尾九兵衛は、樋野村から出て大坂に住んだ人であるが、ヲサキが生まれたのが樋野村であるか大坂であるか、にわかにはわからない。没

年は、秋成の実法院あて書簡には「明和九庚子五月廿九日」とあるが、明和九年は壬辰に当たり、また庚子の干支も明和年間にはなく、秋成の記憶違いである。正しくは明和五年（一七六八）戊子（明和の子年はこの五年のみ）の五月二十九日であった。没年は五十歳代。ヲサキの姉である於類が宝永五年（一七〇八）の生まれでこの年六十一歳になるから、ヲサキが仮に一歳違いの妹ならば、この年六十歳であり（これが推定年齢の上限）、秋成（享保十九年（一七三四）生まれ）を二十六歳で生んでいることになる。また秋成を仮に十六歳の若さで生んだとすれば、この年五十歳ということになる（これが推定年齢の下限）。すなわち、秋成は遅くともヲサキが二十六歳以前に生んだ子供である。なお、「釈尼妙（妙善）」は浄土真宗の法名であるが、菩提寺は不明。また大坂で逝去したかどうか不明である。

ヲサキの父の松尾九兵衛富喜は、樋野村から出て大坂に住んだ人で、鎌倉屋の屋号を名乗っている。恐らく商人であっただろう。松尾氏一族の菩提寺である樋野村（現、御所市樋野）の重信院（浄土宗）には墓が現存し、正面に「一空自證」、右面に「享保十乙巳歳七月廿六日」、左面に「松尾九兵衛富喜之墓」とある。また同院の年次順の過去帳（嘉永二年成）には、「一空自證信士 同（享保）十巳七月廿六日

鎌倉ヤ九兵エ事」と記されている。九兵衛の娘の於類が嫁いだ名柄村の末吉家過去帳（目次、末吉庄兵衛氏蔵）は、明和五年八月に作られ、以後追記されているものであるが、その二十六日の条には、「享保十乙巳年七月／一空自證信士／栄俊之父九兵衛」とあり、さらに裏書きには、「末吉庄蔵母栄俊之父／樋野村松尾氏之所生大坂二住」という注記がある。栄俊とは、ヲサキの姉の於類の法名である。樋野村に九兵衛の息子が残った可能性はない。墓が建てられたのは、九兵衛の死去時にすでに峠を一つ越えた名柄村の旧家末吉家に嫁いでいた、長女の於類の所為と考えるのが妥当であろう。なお、九兵衛が大坂で亡くなった時に、ヲサキは先の年齢推定に従えば、上限で十七歳、下限で七歳である。いずれにせよ、ヲサキは大坂にいたと思われる。

一方、ヲサキの母は俗称はわからず、法名を釈尼貞春という。末吉家過去帳の二十八日の条に、「宝曆十二壬午七月／釈尼貞春／栄俊之母九兵衛妻」と記し、また竜正寺過去帳（目次）や重信院過去帳にも記載される。重信院過去帳には、法名と没年月日の下に、「鎌倉ヤ九兵エ」という注記がある。長女の於類が宝永五年生まれであるから、仮に十六歳の時の子であっても宝曆十二年（一七六二）には七十歳である。法名が浄土真宗のものであり、九兵衛の宗旨（浄

士宗」とは異なっている。

九兵衛が生まれた樋野村は、葛上郡の村高百二十二石余（文祿検地による）の小村である。樋野村関係の文書としては、延享二年（一七四五）の「村明細帳」、及び安永九年（一七八〇）、天明三年（一七八三）、嘉永七年（一八五四）、文久四年（一八六四）の各宗門改帳（いずれも西尾小太郎氏蔵）が残るが、家数は十六軒から二十三軒、人口は六十六人から九十八人である。村内の家の約半分は松尾姓の家であったと思われ、また庄屋や年寄が松尾一族から出たりもしているが、石高の記載がある文久の宗門改帳を見るに、村内最多の百姓代の次郎兵衛（松尾氏）でも十六石六斗八升余りであり、庄屋の隆介（松尾氏）は四石三升余りである。近隣の村と同様、樋野村の大半の家は、本百姓の基準とされた十石の半分以上という零細農家であった。

ヲサキの姉妹は四人までわかっている。うち一人は姉であるが、他の三人は姉か妹か明らかではない。男の兄弟がいた可能性も大きい、が、不明である。

ヲサキの姉は俗称於類。宝永五年生まれ、安永七年九月五日没、七十一歳。九歳年上の名柄村の末吉重右衛門直忠（延享三年九月二十一日没、四十八歳）に嫁ぎ、重右衛門との間に与津（享保十年没、二歳）、平蔵（元文元年没）、庄蔵（文化

九年没、七十九歳）、鶴（文化元年没、六十七歳）の四人の子をなした。嫁いだのは、長女の与津が享保十年に二歳で没していることから、享保九年、十七歳以前の時である。なお、秋成にとつて従兄弟である於類の子の庄蔵は、秋成と同年の生まれで、二十代から名柄村庄屋を務めている。天明八年に、秋成は『いははし』の旅でこの従兄弟の家を訪ねているが、俳諧愛好家であった庄蔵とは話はずんだらしく、秋成が庄蔵に贈った秋成書き入れ本の『也哉鈔』や『井華集』が、末吉家に残っている（長島「末吉家蔵秋成関係資料」、『秋成研究』所収）。

俗称不明、法名考照貞寿大姉は於類の妹であるが、ヲサキから見ると姉か妹か不明である。末吉家過去帳の注記によれば、「大坂樋口氏道与之妻」とあり、また過去帳の裏書注記には「宇都宮家中／医師方江嫁シ／大坂二而死」という。元文五年（一七四〇）十月十八日の没である。夫であるという医師樋口道与には、寛延元年（延享五年）の朝鮮通信使の治療に当たった折の診療記録ともいふべき『韓客治験』（寛延二年（一七四九）刊、京都大学富士川文庫蔵本等）の著書があり、また大枝流芳の門人として流芳関係の香道等の本に興書や識語を記している。それらから道与の履歴の若干を知ることが出来る。号は生寧また北斗庵、名は淳叟、道与は

字である。津軽の人であるが、壮年になって大坂にやってきましたらしい。『御家流香事目録註解』（写本一冊、鹿児島大玉里文庫蔵）の識語は享保十九年三月で、その時にはすでに大坂住である。今通磨の『奥富士物語』（明和二年成、東京大学総合図書館蔵本等）にも樋口道与の名が見え、どうやら江戸詰め津軽藩医だったことがあるらしく、末吉家過去帳の「宇都宮家中」が「津軽家中」の誤記でなければ、江戸での津軽藩医の職を辞して、宇都宮藩の大坂屋敷の医師に転じたものであろうか。ただし、『韓客治験』出版のころは、同書中に「摂陽隠医樋口道与淳叟」とあるので、既に宇都宮家中の医師もやめ、市井の一医師として天満樋之上町（大坂本屋仲間「開板御願書控」の「韓客治験」の項）で診療を行っていた。医師としても、また文人としても相応の人物であったらしい。

ヲサキの姉妹に戻ると、もう一人が、俗称不明で法名を釈尼寿栄（「末吉家過去帳」という女性であり、安永五年七月十七日に亡くなっている。日次の過去帳とは別の、年度順の竜正寺過去帳には、松山寿栄として記され、没年が六十一歳となっている。すなわち、於類より八歳年下である。さらにもう一人の姉妹は、春理童女という法名で、享保五年正月二日に夭折している。

ヲサキの姉妹がしかるべき家に嫁いでいること——姉於類は名柄村の旧家末吉家（子の代には庄屋）へ、姉妹の一人は宇都宮家中の医師へ——から考えて、秋成の実母は妓女であったとする伝説は、信憑性に欠けるものとして否定することができる。

一方、実父に関しては、今のところ手がかりがない。高田衛によって提起された小堀左門政報実父説は、その後、植谷元「小堀左門政報——果たして秋成の実父か」（『上田秋成全集』月報11、平成6・2）によって、享保十八年十月六日に没した左門が十七歳でなく実は十五歳であることが明らかになり、また長島「秋成の実母とその周辺」によって、左門の増村（旗本小堀家の知行地）蟄居が確認できず、秋成の実母ヲサキも名柄村庄屋の娘ではないことなどが明らかになり、否定的になっている。秋成没後の天保二年八月に成った『猷神和歌帖』の藤田頤の序に「本姓田中」とあるが、これが単なる誤伝か、あるいは実父、または養家島屋、もしくは養父茂助の実家にかかわる姓か、今明らかでない。

○実母の手を離れ、堂島永来<sup>えらまち</sup>町の紙油商、上田茂助満宜（屋号鳥屋）の養子となる。

△四歳母亦捨。有倅上田氏所養。（『自像管記』）

△我は捨られたるをひろひてたまへりければ、（『自伝』）

秋成を引き取った養家は、堂島永来町の紙油商の鳥屋。家業が紙油商であったことは、天理図書館蔵『自伝』に記されており、また住所や屋号は、『開板御願書控』所収の『世間差形氣』の二度目の開板願書（明和四年正月付）において、作者の「和訳太郎」の箇所、「堂島永来町／鳥屋仙次郎」という注記が加えられていることからわかる。堂島は、いうまでもなく米会所（享保十五年設立）のあった場所である。商業都市大坂の中でも、もっとも賑わった場所の一つである。養父は、上田茂助満宜である。宝暦十一年に、七十五歳で没しているから（寛政十二年八月十日付・実法院あて書簡、文化五年秋・谷川良益あて書簡）、貞享四年（二六八七）の生まれ、秋成を引き取ったこの年には五十一歳である。茂助の妻、すなわち秋成の養母は俗称不明（法名釈清寿）、秋成を養子に迎えてまもなく、翌年の六月には亡くなってしまっている（実法院あて書簡）。

秋成は、「自像管記」でも『自伝』でも自分が捨てられたと言っているが、もちろん実際の捨て子であったわけではない。寛政十二年八月十日付の実法院あて書簡中には、「実母只一面耳」とあるように、物心がついてからはただ一回であったにせよ、実母と対面していることであるし、実母の命日や法名も知っている。また、天明八年には、実母方の従兄弟の家を訪ねてもいるのである。事実は恐らく、宗政五十緒「秋成の養子縁組」（図説日本の古典17「上田秋成」月報、集英社、昭和56・2）がいうように、秋成をいずれは鳥屋の跡取りとするという約束を伴う、不通養子としての縁組だったのであろう。秋成が『自伝』中で「姉」と呼んでいる茂助の実子である娘と、いずれはめあわせようという約束だったのかもしれない。しかし、幼少年期の秋成の意識からすれば、それは実母から捨てられたも同然と感ぜられたということであろう。あるいは、養子の秋成を慈しんだ養父や第二の養母への謝恩の気持ち、逆に『自像管記』や『自伝』で「捨」という強いことばを選択させているのかもしれないが、実母から手放された子供であるという孤児意識を、やはりどこかで秋成が抱え続けていたことは確かである。

養父と鳥屋については、『自伝』に、とある雨の夜、酔い

心地の養父から聞いた昔語りだとして次のように記している。茂助の父親は、丹波の氷上郡上田村を本貫とする多田源氏の末裔で、先祖から丹波国の何某殿に仕える武士であった。(茂助の)父は茂兵衛満朋、自身は茂助満宜、弟は治蔵満高という。ところが、父が藩の重役と口論し、致仕して大坂にやってきたが、仕事もなく蓄えもむなくなるまま、母親は窮乏のうちに死んだ。自分は役所の日雇いの職について、父と弟を養った。父もほどなく亡くなったが、まだ若いからと勧める人があつて、堂島の商家(島屋のこと)に養子に入り、弟は丹波の氷上郡黒井にある、親戚の大きな造り酒屋に引き取られた。島屋の養父は酒好きでこわい人であったが、他に出て行くところもなし、茂助はこの養父に誠実に仕えた。島屋の養父は、目が見えなくなると、ますます大酒家になった。

享保九年(「自伝」は「享保のう(卯)の年」、すなわち享保八年に誤る)、大坂の大火の折には島屋も家が焼けたが、茂助の機転で東本願寺(別院の南御堂)前の下駄屋の下駄を買い占め、丹波から駆けつけた治蔵とそれを売って歩いて十貫文の銭を得、それを元手に治蔵を丹波へ走り戻らせて煙草の葉を二荷ほど買い入れ、これを葉巻にしてまた七両ばかりの利をあげ、もとの紙油商に戻った。その後、商売は順

調で、五年ほどで宝蔵を持ち、盲目の養父が亡くなった後、二千両の財産を築いたという。

以上のような昔語りである。秋成の養父茂助もまた島屋の養子であったのである。享保九年の大火の時には茂助は三十八歳である。火事の折にまず下駄だと思いついた才覚による立身出世談であり、秋成も無邪気に父の機転をたたえているような気味があるが、山片蟠桃の『夢ノ代』雑論第十二(贅庵先生四時ノ言)と注記)には、この大火の時に、草鞋を買い占めて利を上げた者と、人々の困窮を見て草鞋をただで与えた者を対比し、利を上げた者の心根の卑しさを非難している。その非難が茂助の行為に当てはまるかどうかはさておき、秋成は『自伝』でこの養父茂助を「直々しき父」と呼んでいる。自らが養子で苦勞もあつた茂助は、秋成を実子である姉とわけなく扱った。『自伝』に書かれているところだが、秋成が二十二歳の時、姉がよからぬ男と駆け落ちし、勘当ということになった時に、秋成が、実子ではないので家を継ぐことができない、姉を勘当するなら自分にも暇を、と申し出たところ、茂助は、「実とあらぬと何かは。たゞ心直き者につがするは、聖人のをしへ也。さるともいなせじ」と言つたという。秋成は、「いとかたじけなし」と記している。また『自伝』には、遊びほうけて

字さえ書けない秋成を、茂助が度々戒めたことも記されている。昔武士だった面影もどこかに残る、厳格で気性のまつすぐな、しかし暖かい人物であつたらう。

茂助を養子にした「心たけぐしく」こわい人だつたという酒好きの養父は、恐らく島屋伊兵衛という人であらう。『仁風一覽』は、享保十七年の虫害による西日本の大飢饉の折、義捐金を差し出した者への褒賞として公儀が出版させた三万人を越える寄付者名簿であるが、堂島永来町で挙がつている十五人の中に、「島屋伊兵衛」の名が見える。大火の後、五年で宝蔵をもつたという時期の直後であり、秋成の養家も、当然中層の商家として義捐金を出しているはずである。『仁風一覽』の版行時期と、茂助の養父の死去の先後は微妙であるので、もし養父が存命ならばこの島屋伊兵衛は養父、養父の死去後ならば、商売上の通称を継いだ茂助自身ということになるが、いづれにしても茂助の養父が「伊兵衛」であつたことは動かない。茂助の妻は、この養父の妻の娘であつたらうか。なお、『猷神和歌帖』の藤田頌の序に「本姓田中」という記載があることは前述したが、高田衛『上田秋成年譜考説』のいうように、これが島屋の姓だつた可能性もないではない。

さて、『自伝』では、「氷上郡の上田村より出て、何がし

殿につかへしとぞ」といい、茂助の本貫は丹波国氷上郡上田村であり、上田姓もそれにちなんだものというような語気であるが、上田村は「かみた」であり、秋成の姓の上田は、「うえた」である（香具波志神社蔵『稿本よしやあしや』末尾に「うへ田秋なり」）。また、晩年の創作的戯文「生立ちの記」でも、秋成自身を戯画化した「いなつきの翁」のことばとして、「我遠津祖達は、丹波の氷上の郡上田の里と云所に棲ふりたまひし」と言わせている。ただし、安永八年の城崎温泉の旅行記である『秋山記』では、「(前略)氷上の黒井といふ、この聞ゆる郷は、おやおほ父達の住たまひし古さと、かねて聞しものから」とあつて、『自伝』で弟の治蔵が入った親戚の酒造家があるという)氷上郡黒井の方を本貫としている。さらに、同じ旅を翌年になつて別の紀行文とした『去年の枝折』では、「(前略)笹山へかよふ大路也と云。かしこは父のゆかりの人の生ておほすもあるを」という記述があり、この「父のゆかりの人」は治蔵と考えられるから、治蔵は丹波笹山にいたことになつてゐる。すなわち、『自伝』の記事と、『秋山記』『去年の枝折』の記事との間には、やや齟齬する点がみられるのである。上田村は現在の兵庫県丹波市市島町上田。黒井は同市春日町黒井、上田から南南西に直線距離で約五キロ。笹山(篠山)は兵庫県篠山



市、黒井から南東に十五キロ余。齟齬を秋成の記憶違いと見るか、あるいははもとと上田村出自の家系ではあるが、茂兵衛・茂助一家は黒井に住み、弟治蔵は最初に黒井の酒造家に入ったものの後に篠山に移ったものであると、『自伝』と『秋山記』『去年の枝折』を矛盾のないように解すべきか判断に迷うが、今しばらく後者のように解釈しておく。

茂助の父茂兵衛が仕えた「何がし殿」とはだれであろうか。もちろん、茂兵衛・茂助らが上田に住んでいたか黒井に住んでいたかで、事情が違ってくる。上田村は、江戸期には岩戸・上垣・岡本とともに吉見庄に入っている。石高は元禄年間で五七四石七斗一升三合（丹波水上郡志）。戸数は百戸前後であろうか。慶長年間から寛永四年までが別所豊後守地頭、同五年から十年までが五味金左衛門、同十一年から正保四年までが沼織部正、慶安元年から寛文三年までが松平伊賀守と沼織部正、同四年から十年までが鈴木伊兵衛、同十一年から延宝八年までが五味藤九郎、天和元年から二年までが小堀仁右衛門（正憲）・伊能次郎左衛門、貞享元年から寛延三年までが植村土佐守及び同式部の支配である（吉見村史）。茂兵衛・茂助らが大阪へ出たのは、仮に茂助が二十歳の時とするならば宝永三年である。その頃は上総勝浦に拠る植村氏の支配である。一方、黒井村は石高

五五八石五斗三升八合五勺。高田衛「幻の人―『秋山記』余聞―」（『東京都立大学人文学報』160、昭和58・3）にある通り、元禄頃は亀山藩と幕領代官の小堀仁右衛門家（正憲とその後の克敏）の分割支配で、亀山藩主は元禄十年から十五年迄が井上大和守正岑、その後寛延元年迄が青山因幡守忠重・同俊春・同忠朝である。

「何がし殿」は、この時茂兵衛が黒井に住んでいたならば青山氏又は小堀氏ということになるし、もし上田村住なら植村氏ということであろうか。ただし、黒井・上田とも領主・幕領代官が頻繁に交替しており、先祖代々仕えたとする『自伝』とはこれも厳密に言えば矛盾する。上田の濟納寺（天台宗）、黒井の称名寺（浄土宗）、永証寺（浄土真宗）、興禪寺（曹洞宗）、歌道寺（天台宗）、蓮華寺（日蓮宗）等々の寺の過去帳や墓域等から、上田姓、もしくは俗称に「茂」の字のつく人物を拾い出してみたが、いずれも茂助等には結びつかない（長島「秋成の養父」、『上田秋成全集』月報3、平成3・2）。

また、治蔵が入ったという黒井もしくは篠山の親戚の造り酒屋であるが、黒井の古い酒造家に荻野家があるが（現在在は神戸）この時代までは廻れず、篠山の酒造業も、近在を含めて、享保十六年創業（もう少し下るともいう）の野々口

酒造（福住村）、宝暦十年創業（享保末まで遡るともいう）の西尾酒造（大山）、寛政四年創業の西尾分家（呉服町）のみが幕末以前に遡れる家である。こちらも、不明という他はない。

元文三年（一七三八）

五歳

○六月二十日、島屋の養母没。

△先妣 积清寿 元文三戊午六月廿日（寛政十二年八月十日付・実法院あて書簡）

△噫、我父に別て四十余年、母二人、さきなるはいとさびはにて、一面をだに見知奉らず、（「旌孝記」）

△歳六、養母逝。（「自像筥記」）

この秋成の最初の養母は、茂助の妻であるが、あるいは島屋の先代伊兵衛の実子であったかもしれない。「积清寿」という法名がわかるのみで、俗称や享年は不明である。養母の死去した年が、実法院あて書簡では元文三年、すなわち秋成五歳の時となっており、一方、「自像筥記」では六歳の時（すなわち元文四年）とされている。法名と命日を記す実法院あて書簡の方をとるべきであろう。「旌孝記」（「藤篋

冊子」五所収）にあるように、秋成は幼少に過ぎて、顔かたちの記憶もなかったらしい。次項の秋成の痘瘡との先後は明確ではないが、痘瘡の平癒を祈願した人を、秋成は「父母」ではなく「先考」とのみしていること、「自像筥記」には「歳六、養母逝。性多病、時々発狂癩」とあって、「養母逝」の後に「性多病」を出していることを微弱な根拠として、この項を先に置く高田衛「上田秋成年譜考説」に従う。

○この年、痘瘡にかり生死の間をさまよう。回復後も両手指に後遺症が残る。

△余幼穉患惡痘。医云、無生路矣。先考不堪悲泣、走此神祠、以丹誠乞助命。還家倏然出九死、而経旬日乃愈。因是詣拝数十載。寿六十八、全頼神之恩靈矣。

（「猷神和歌帖」別紙添書）

△翁五歳の時、痘瘡の毒つよくして、右の中指短き事、第五指の如し。又左の第二指も、短折にて用に足たざれば、筆とりては右の中指なきに同じく、筆力なき事思ふべし。（「胆大小心録」八九）

△生而三歳、患痘危篤。父母深憂之、禱於神島之神。夢神告曰、「汝子病篤、感汝愛情之切、当令免死、且与

寿六十八」。而夢覺。痘色紅活漸為黃膿、遂復其平。父母驚喜、再拜曰、「弱子回生、実神明之威徳、不知所以報也」。父母月抱先生、礼拝神廟、常告先生曰、「汝之生神之賜也、勿忘神徳」。先生能守父母之教、賽神無愆。〔猷神和歌帖〕藤田顥序

秋成が疱瘡にかかつて生死の間をさまよつたのは、藤田顥の『猷神和歌帖』序には三歳とあるが、当然「胆大小心録」にある五歳の誤りである。「先考」すなわち茂助が走つたというのが加島稲荷こと香具波志神社である。天徳三年（九五九）創建の古社で、江戸時代はこのあたりの稲荷信仰の中心であつた。商売繁盛の神であり、また産土神として、篤い信仰の対象となつている。秋成没後に書かれた藤田顥の『猷神和歌帖』序は、秋成自筆の別紙添書（享和元年九月付、ただし秋成の奉納時には木箱入りで帖仕立てではない）をもとにいささか文飾をこらした趣がないではないが、秋成が神から与えられた自らの齡が六十八であるとはつきり認識していた以上、やはり茂助から「当令免死、且与寿六十八」という夢告と香具波志神社の神恩を、くり返し聞かされていたということはあるであろう。後の藤家英、家時、家孝ら香具波志神社の神官たちとの交流も、また安永二年から

三年間の加島村暮らしも、そもその端緒はここにある。秋成は九死に一生を得たが、『胆大小心録』にいうように、右手の中指と左手の人差し指が短くなるという後遺症が残つた（また、この痘瘡が原因であるかどうかは不明だが、現存する秋成の肖像画、特に甲賀文麗筆の肖像画や方観空中作の陶像を注意深く見てみると、秋成は右目が斜視でもある）。この大病の経験は、肉体的のみならず、精神的にも秋成の中に大きな刻印を残している。肉体的な障害は、自分は人とは違ふという自意識を早くから秋成に植え付けたはずであるし、また神恩により命が救われたという認識は、運命や天命と表裏一体である神秘的な存在への確信につながつてゆく。肉体的障害への意識は、劣等感ばかりではなく、時には逆に優越感ともなり得る。『莊子』によれば、「畸人」すなわち障碍を持つ者は、常人よりも天に近い聖別された人間存在である。ともに手指の障害にかかわる、『雨月物語』の序の署名「剪枝畸人」や、秋成が多く用いた「無腸」（蟹の異名の号には、そうした両義的な感情がこめられてゆく。また、神祕への畏敬は、人間の中に潜む神秘性への認識へと秋成を誘つてゆくことになるのである。

元文四年（一七三九）

六歳

○この年か、養父が再婚し、以後第二の養母によつて育てられる。

△後母依慈愛成長。（『自像管記』）

△後妣 釈妙誓 寛政元己酉十一月廿一日（寛政十二年

八月十日付・実法院あて書簡）

△母は五年すんで、大坂の別家へ七月から遊びに出られて、老病で霜月にしなれた。年は七十六。（『胆大小心

録』六九）

最初の養母は、幼い秋成と、やはり幼い姉（養母の実娘）を残して死去したから、茂助はほどなく再婚したはずである。仮にこの年に項目を設ける。第二の養母は、寛政元年に七十六歳で死去しているわけだから、逆算して正徳四年（一七二四）の生まれ、この年二十六歳である。茂助は五十三歳であった。慈愛にみちたこの後母によつて、幼少の秋成は育てられた。もちろん甘いばかりの母親だったわけではない。『自伝』には、

父をさいだて奉りてより、母のいさめにおそれて、紙の商ひ事をする中に、火にてやけて家亡びたれば、母と妻とをこ、かしことまどはせつ、四十よりみ中ず

みして、くす師を学ばんと思ひ立たり。夜もねず、昼はまして、やうく物よみならひ、其こゝろをも、師につきておろそげながらこゝろ得ぬ。母にいさめられて難波にかへり、くす師と也、病まじこりてんなど、しらぬ事をこがましくいひの、しりて人をいつはるほどに、福の神のつきたるにや、四十七といふ年の暮に、家ひとつもとめて、あらたにつくりなをし、はじめて母のわらひ顔をたまへりき。

とあり、また『胆大小心録』六九には、

癩症がくるしめて、五十五の春から又医をやめて、二たびの村居、母が前へひたいをつけて、「不孝の罪此上なし」と申たれば、「はて、なんとしやう」（と）あつて、姑母もひとつにして、草庵つくりて住だ事じや。とあつて、母に再三諫められ、また母の前に頭を下げてわびる、成人後の秋成の姿が書き留められている。

元文五年（一七四〇）

七歳

○十月十八日、母方の叔（伯）母の一人が亡くなる。

△元文五庚申十月／貞寿大姉／大坂樋口氏道与之妻（裏書「末吉澄俊之妻榮俊之妹也／宇都宮家中／医師方江嫁

シ／大坂ニ而死」（末吉家過去帳）十八日条

△元文五庚申十月十八日／孝照貞寿大姉（末吉家過去帳）十九日条）

この法名が孝照貞寿大姉という叔（伯）母は、享保十九年の項で前述したように、大坂の医者樋口道与の妻だった人である。「末吉家過去帳」には、十九日の条にも誤って二重に記されている。十八日の条の裏書にある「末吉澄俊」は、姉の於類が嫁いだ末吉重右衛門直忠のこと。また「榮俊」は、享保十九年の項に前述したが、姉の於類の法名である。この孝照貞寿大姉という法名を持つ叔（伯）母が、生前に秋成の顔を見る機会があったかどうかは不明である。また、樋口道与著『韓客治験』の出版願書（開板御願書控）所収）によれば、道与は寛延三年二月には樋之上町に住んでいたことがわかるが、道与の妻が没したのがこの樋之上町の家かどうかはわからない。ただ、樋之上町は、秋成が住んでいた堂島永来町からわずか一キロ余りである。秋成の島屋入り（さらには、島屋焼亡後の医学修行）に、この叔（伯）母、ないしは連れ合いの樋口道与の関与を考えてみたい気もするが、憶測にとどまる。

寛保元年（一七四一）

八歳

○この年前後、病弱で、時折、癩痢性の発作を起こした。

△性多病、時々発狂癩（自像管記）

いつのことと定めがたいが、「自像管記」では、「性多病、時々発狂癩」の後に「後母依慈愛成長」と続くから、幼少の時のことを言っているのであろう。今この項目を、仮に八歳のところに置いておく。もつとも、秋成の多病と癩症は幼少年時ばかりではなく、「胆大小心録」ほかを見ると、一生続いているといつてよい。

寛保三年（一七四三）

十歳

○この年、遊びの最中に野犬に襲われた。

△子幼十歳、出于門辺、築土城、遊戲。忽風犬衝来、  
逼吾急矣。魚商傍在、即今取拐撃之。風犬伏尾逃去。  
幸得全焉。（大明国師画像記）

大明国師とは、南禅寺開基である臨濟宗の無関普門（一二二二～九二二）のこと。画家の渡辺南岳が、その大明国師の

画像が秋成の面貌にそっくりだということで、模写して秋

成に呈上したものを記した文章が「大明国師画像記」

（文化三年成）である。その中で秋成は、国師が七歳の時に  
群狼襲われ、黒白二匹の犬がこれを撃退した話に触れ、自  
分もまた幼時に同じような体験があるとして記しているの

【付記】

引用文中に、今日の人権意識に照らして不適切な表現が見られ  
るが、論旨の展開の必要上、そのまま引用した。